

異常気象分析作業部会運営要領

平成 19 年 8 月 30 日 気候第 31 号
(改正) 平成 29 年 5 月 8 日 気候第 4 号

異常気象分析検討会の活動を助けるため、下記により異常気象分析作業部会（以下「部会」という。）を運営し、異常気象に関する気候学的要因分析に要する解析技術について調査・検討を行うとともに、異常気象分析検討会において用いる資料の作成を支援する。

記

（任務）

1 部会の任務は、次のとおりとする。

- （1）異常気象の気候学的要因分析に必要な解析技術に関する調査・検討。
- （2）異常気象検討会において用いる資料の作成支援。

（活動成果のとりまとめ）

2 部会で行った活動の成果は、異常気象分析検討会に報告するとともに、必要の都度とりまとめ、積極的に社会への還元を図る。

（委員等）

3 部会は、大学や研究機関等の専門家で構成する。

4 部会委員は異常気象分析検討会長の同意を得て地球環境・海洋部長が委嘱する。

（部会長等）

5 部会に部会長を置き、異常気象分析検討会会長が部会委員から指名する。

（任期）

6 部会委員の任期は、原則として2年を超えないものとする。ただし、再任は妨げない。

（招集）

7 部会は、必要に応じて部会長の要請に基づき地球環境・海洋部長が招集する。

8 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会委員以外の者の参加を地球環境・海洋部長に求めることができる。

（庶務）

9 部会の庶務は、気象庁地球環境・海洋部気候情報課において処理する。

（細目的事項）

10 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長の同意を得て地球環境・海洋部長が定める。